

平成26年度 第1回富山県環境審議会自然環境専門部会議事録

1 日時

平成26年9月9日（火） 10:00から12:00

2 場所

富山県総合福祉会館（サンシップとやま） 701研修室

3 出席者

部会員：鍛冶専門部会長、白江専門員、大林専門員、小見専門員、渋谷専門員、
中田専門員、布村専門員（7名出席）

事務局：熊谷生活環境文化部次長、竹内自然保護課長 他

4 議題等及び概要

<事例報告>

- (1) 富山県におけるニホンライチョウ保護活動の概要
- (2) 立山地域におけるニホンライチョウの現状について

<議題>

- (1) 富山県希少野生動植物保護条例について
- (2) 富山県希少野生動植物の保護のための基本方針（案）

<概要>

本年6月に公布された「富山県希少野生動植物保護条例」及び本年7月に環境審議会から付議された「富山県希少野生動植物保護基本方針の策定」について事務局（自然保護課）が説明を行い、各部会員から質疑がなされた。

基本方針（案）は次回の専門部会において再度検討されることとなった。

また、県内における希少野生生物保護の事例として、立山地域のニホンライチョウの現状が富山雷鳥研究会事務局長 松田氏から報告された。

5 質疑内容

（専門員）

今後のスケジュールを教えてください。基本方針案を審議するのは、今回だけか次回もあるのか。

（事務局）

基本方針の審議に係る会議の回数等は、専門部会長と相談しながら決めてまいりたいが、基本方針案は今年度中に固めていただきたいと考えている。

（専門部会長）

本日は基本方針案について理解を深めるために質問をしていただき、次回はそれをふまえて意見を述べてもらい、内容を詰めてもらえればと考える。

(専門員)

希少野生動植物保護条例は他都道府県でも制定されていると思うが、先行されている条例と比べて本県の特徴があれば教えてほしい。

また、この条例は基本方針をあらかじめ策定しなければならない建付けになっているのか。そうであれば基本方針の内容についても本県としての特徴があるのか。

(事務局)

ご質問のとおり、多くの都道府県で条例を策定している。本県が初めてという訳ではないが、特徴的なものとして指定希少野生動植物の陳列又は広告を禁止するという条項を入れている。同様の規制は、国の種の保存法と京都府の条例に盛り込まれている。これはインターネット等による売買・譲渡を念頭に置いており、規制の対象とすることにした。

条例と基本方針の建付けについては、種の保存法でも定めることとなっており、他都道府県の条例においても私どもの知る限り基本方針というものを定めることとされている。基本方針の内容については、条例の特徴的な部分について基本方針で定めるとすれば特徴的なものになる。

(専門員)

1点目は指定希少野生動植物の選定について。県内の絶滅のおそれのある野生生物を899種選定されたと思うが、この中から選定することとなるのか。あるいは関係しない場合でも選定するのか。

指定の際は、各団体の意見を聴くのか。あるいは、そういったステップは含めないのか。意見を聴く場合は、それぞれの種について各団体の思い入れが入ってしまかなか意見の統一は難しいと思うが、そこら辺の方針はどうするのか。

2点目について。条例に加工品という言葉が入っているのはユニークだと思った。博物館の場合は、色々な加工品を展示したり他の施設と貸し借りするといったことがよくある。そういった場合はどうなるのか。また、過去に取得した剥製などの移動については、環境省へ届出しているが県にも届出をしなければならないのか。また、植物園でも種を育種・育成していると思うがその場合もどうするのか確認したい。

3点目は、選定すべき指定希少野生動植物の地理的な範囲について。富山県内の陸と陸水域、具体的には海岸線の河口までという風に考えてよいか。始めにきっちり定めておいた方がよいと考える。以上3点確認したい。

(専門部会長)

種の選定において色々な方の意見をどうやって聴いていくのか。レッドリスト等そういったものとの関係はどうするのか。

もう一つは加工品の取り扱いについて。また、条例でカバーする範囲をどうするのか、基本的な部分について事務局説明願う。

(事務局)

指定希少野生動植物の指定については、現在、富山県のレッドデータブックに記載された種が899種となっており、今のところ事務局では、そのなかの絶滅危惧種Ⅰ類を優先的に指定していくことになるかと考えている。

加工品については、条例の制定までに加工されたものについては、本条例の対象外としたいと考えている。

3つ目の範囲については、事務局内部で検討させていただきたい。

念のため申し上げますと、何を指定希少野生動植物に選定するのかということについては、その方針を基本方針の中で決めていただくということになる。例えば専門員のおっしゃられた、どのようにどこから選定するのかといったことも、この基本方針の中で決めていただきたい。私どもの案としては、具体的にはレッドデータブックの中から選ぶということが順当なのだろうと考えている。基本方針案における選定方針としては、個体数が著しく少ない又は著しく減少しつつあるものであったり、本県における重要な生息地が消滅しつつある動植物を選んでいくという視点になるので、自ずとレッドデータブックに選定されている絶滅の危険性が高いものが選ばれていくと思うが、今の時点で事務局が選定種を提示して皆さんを選んでいただくという話ではない。この基本方針案が定められれば、選定する段階において種は自ずと絞られていくと考えている。

具体的な種の指定については、今後改めて環境審議会に諮って、専門部会で検討するという形になる。指定する生物についても範囲を決めているわけではないので、絶滅しつつあるということがデータで得られて、有効な保護対策ができるということであれば条例で指定していくことは問題ないと考えてるので、この場でご議論いただければと思う。

(専門部会長)

ただ今基本的な事項について説明いただいた。今のことを前提にご意見を願います。

(専門員)

基本方針案5ページに記載されているとおり、希少野生動植物の種それから生育・生息地等を選定して保護管理をしていくということになる。基本的にはそうせざるを得ないと思うが、例えば場所を選定すれば、生息地等を公表することにつながり、悪く考えると「あそこに行けば非常に貴重なものがあるのか」ということになる。そういった場合、希少野生動植物にとって諸刃の剣になってしまうが、そこらあたり事務局としては取り締まりも含めてどのようにシミュレーションしているのか。

(事務局)

場所の選定もそうだが、まず種を指定すること自体が、その種が非常に貴重なものであって、もしかすると商業的に価値があるものだと世間に広く示してしまう可能性、例えばある種の高山植物や動植物が捕獲を禁止されることによって、「あれをとればお金になるのではないか」という人間が出てくる可能性はある。場所についても、あそこに行けば確実にあるということになってしまうので、諸刃の剣だということはおっしゃるとおりと考える。

ただ、その危険性を覚悟の上で希少野生動植物保護条例を制定した。対象については、まず法的な面からいけば条例としてはかなり重い罰則がある。さらに、具体的にどのように守っていくかということについては、条例において、現地で保護活動をやっている方達を希少野生動植物保護監視員に任命させて

いただいて、この方達に具体的な監視をやっていただこうと考えている。もし生息地等保護区を指定したことによって盗掘や捕獲などがあった場合は、例えば監視カメラの設置などを行なうことを考えている。

まずは違法な捕獲に対する罰則がかなり重いものであるということを普及していきたい。

(専門部会長)

悪質な捕獲や違反をやる人の方が、行政当局よりよほどある種についての生息・生育地情報を知っているということもあるようだ。あまり隠しても意味がないような気もする。

(専門員)

基本方針案2ページ目で「……地域レベルの対策が必要であることから……」と記載されているが、この地域レベルについての対策、例えば先ほどのライチョウの話にもあった、「朝日岳では1,900mという標高の低いところで営巣している」というような、種の生息環境の中では極めて貴重な場所などの具体的な地域での保護対策については示していくのか。

(事務局)

種を指定した後、保護管理事業計画を作成することとなるが、実際に保護していく際に必要であればそういったことを示していきたいと考えている。

(専門員)

基本方針案3ページの第2-2 留意事項に記載されている「個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有するものを選定すること」について、もう少し詳しく説明してほしい。

(事務局)

捕獲等の禁止が適用されるので、あまりに小さいものを指定すると判別がつかないため、明確に他と区分できるものということで判断していただければと思うが。

(専門員)

例えば小さな昆虫であって、実際に捕獲している現場を押さえたときにその場ですぐに判断がつかないようなものは除外するという意味か。

(事務局)

現場レベルで判断がつかないといった意味ではなく、もっと判別が容易ではないものということであり、例えば昆虫等であればご専門の方に見てもらえれば判別がつくと考えられる。そういったものを想定しているわけではない。

(専門員)

かなり表現が曖昧だ。例えば1mm以下だとか、具体的な大きさがある、あるいは識別に容易な形態というのがどういう基準なのか。そこが文章としてハッキリしないという印象を受けたので質問させてもらった。

(事務局)

この部分については、他の表現も参考にもう一度考えさせていただきたい。もう少しハッキリした表現にできればと考える。

ただ対象種が余りに小さいものであったりした場合に、他の種を捕獲しようと

して誤って混ざってしまうということが考えられる。誤って捕獲した方に対して罰則ということになるとそれは難しい問題が起こるので、ある程度対象として一般の方が分かる大きさのものを想定してこういった表現にしている。ただし、その小さいものは絶滅が危惧される生き物であって、目的の対象となるものであり、しかも判別できるようなものであれば、これはやはり指定の対象にしていかなければならないと考えるので、表現を工夫させていただきたい。

(専門員)

先ほどの補足と質問をしたい。補足としては、国のほうでも最初は1年以下の懲役又は100万円の罰金という罰則にしていたが、平成25年の法改正のときから5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に金額を上げた。企業の場合は1億円まで罰金を上げた。安すぎる罰金だと繰り返す人がいる。また、高額取引される種、例えば昆虫とかだと1匹50万円とか100万円するものもいるので、罰則を引き上げることになった。今回は条例の罰則としては大きな金額だということで、金額に関しては良いと思う。

また、国の生息地等保護区の指定が進まない理由としては、土地の所有者の理解が得られないということと、場所が公になるため対策をとらなければならないということがある。今後対策をとるということで非常に大変だと思うが、よろしくお願ひしたい。

質問に移るが、これから国のほうで2020年までに300種追加指定することになっている。県では条例で来年度から指定していくということだが、国で指定している種は基本的にはずしていく方向なのか。それとも地域レベルの対策が必要という判断で、指定すべきものは指定していくのか教えてほしい。例えばライチョウに関していうと、生息状況は立山なども含めてある程度いるレベルであるが、富山県としては非常に大事な種であると思うので、そういうものも入るような読みぶりにした方がよいと思う。

(専門部会長)

私もライチョウが含まれるのかどうかと想っていたので、一般論で結構ですから法律との関係について事務局説明してもらえれば分かりやすいと思う。

(事務局)

国が300種の追加指定を行なうという話だが、県として過度の捕獲圧にさらされている種については、早急に指定をかけていきたいと考えている。それほど急ぐ必要のないものについては国の指定状況を見ながら検討していきたいと考えている。

捕獲等の禁止については、法律で指定されているものを条例で指定する必要はないので、指定希少野生動植物種のうち、種の保存法で指定されているものは除外している。ただし、生息地等保護区の指定はできるようにしているので、将来的にある地域で例えばライチョウの保護区を指定しようとする場合は、条例で保護区を指定しうる形になっている。ただライチョウについていうと基本的にはほぼ国立公園内に生息していると思うので、生息地保護区を指定する意味合いは薄いと考える。その他の動植物で種の保存法で指定されているものであっても生息地等保護区は指定できる建付けになっている。

(専門員)

基本方針案5ページの第4-1生息地等保護区の指定方針に「……指定希少野生動植物の個々の種ごとに指定する」、7ページの第5-1保護管理事業の対象に「……指定希少野生動植物のうち……対象として実施するものとする」と書かれているので、今のままだと捕獲等の禁止についても読めるのかなと思うが。

(事務局)

指定希少野生動植物は、種の保存法で指定された種も指定できる。ただし、捕獲等の禁止の対象種としては、種の保存法で指定されているものを除くという条例の建付けになっている。指定希少野生動植物に指定しないと保護区の設定等ができない。

(専門部会長)

これで法律との関係が明確になった。さて、意見を求められているのは、基本方針をどうしたらよいかということであって、個別の種の指定については基本方針が決まった次の段階となるので、指定すべき種があれば、その種が指定しやすくなるような基本方針にしていきたい。

(専門員)

基本方針案7ページの第5-2保護管理事業計画の内容に「再導入等」という表現を使っているが、再導入という言葉は厳密的には、「いなくなったところに個体を入れる」ことを前提にしている。「現在その種がいるところに個体を追加する」という場合の意味も含めるのであれば、「野生復帰」という言葉を国では使っているので、もし意図的に使われているのであれば、野生復帰という表現にした方がよい。

(専門員)

今のご意見に関連して、いなくなったものを野生復帰というだけではなく、植物の場合は、「地域個体群が減少していたので、その減少してきた地域個体群から増殖させた個体を元の場所に埋め戻して個体数を増やす」というような意味合いを含んでいると思うがいかがか。

(事務局)

意味合いとしてはおっしゃられるとおりで、そういった場合も念頭においている。言葉の使い方として何が正しいかもう一度確認させていただく。

(専門部会長)

これでよろしければ本日はこれまでとするがどうか。

後から気づくこともあるし、この場ですぐには言えないこともあるので、言い回しなども含めて事務局に連絡してほしい。本日のご意見を中心に、事務局で素案を詰めてもらうこととする。

次回もひきつづき審議していきたい。日程については後でご案内申し上げます。